

## 第8章

# 景観法に基づく事項等

	平成20年	3月31日	豊中市告示第 60号
変更	平成26年	2月 3日	豊中市告示第 40号
変更	平成26年	10月 1日	豊中市告示第450号
変更	平成27年	10月 1日	豊中市告示第403号
変更	平成28年	10月 2日	豊中市告示第474号
変更	令和 2年	3月21日	豊中市告示第121号
変更	令和 2年	10月 1日	豊中市告示第471号
変更	令和 3年	10月 1日	豊中市告示第511号
変更	令和 3年	12月24日	豊中市告示第652号

景観法に基づく「景観計画」として本章を定めます。

本章に定める「景観計画」の内容は、景観法第8条第2項に必須事項として規定されている景観計画の区域、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に加え、選択事項として、屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

なお、景観計画区域内に地区の特性に応じた事項を定める場合には、「都市景観形成推進地区」として、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を別途示すものとします。

### 1 景観計画区域

豊中市全域を景観計画区域として設定します。(次ページ参照)

### 2 良好な景観の形成に関する方針

第3章に掲げる都市景観形成の基本目標、基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として定めます。

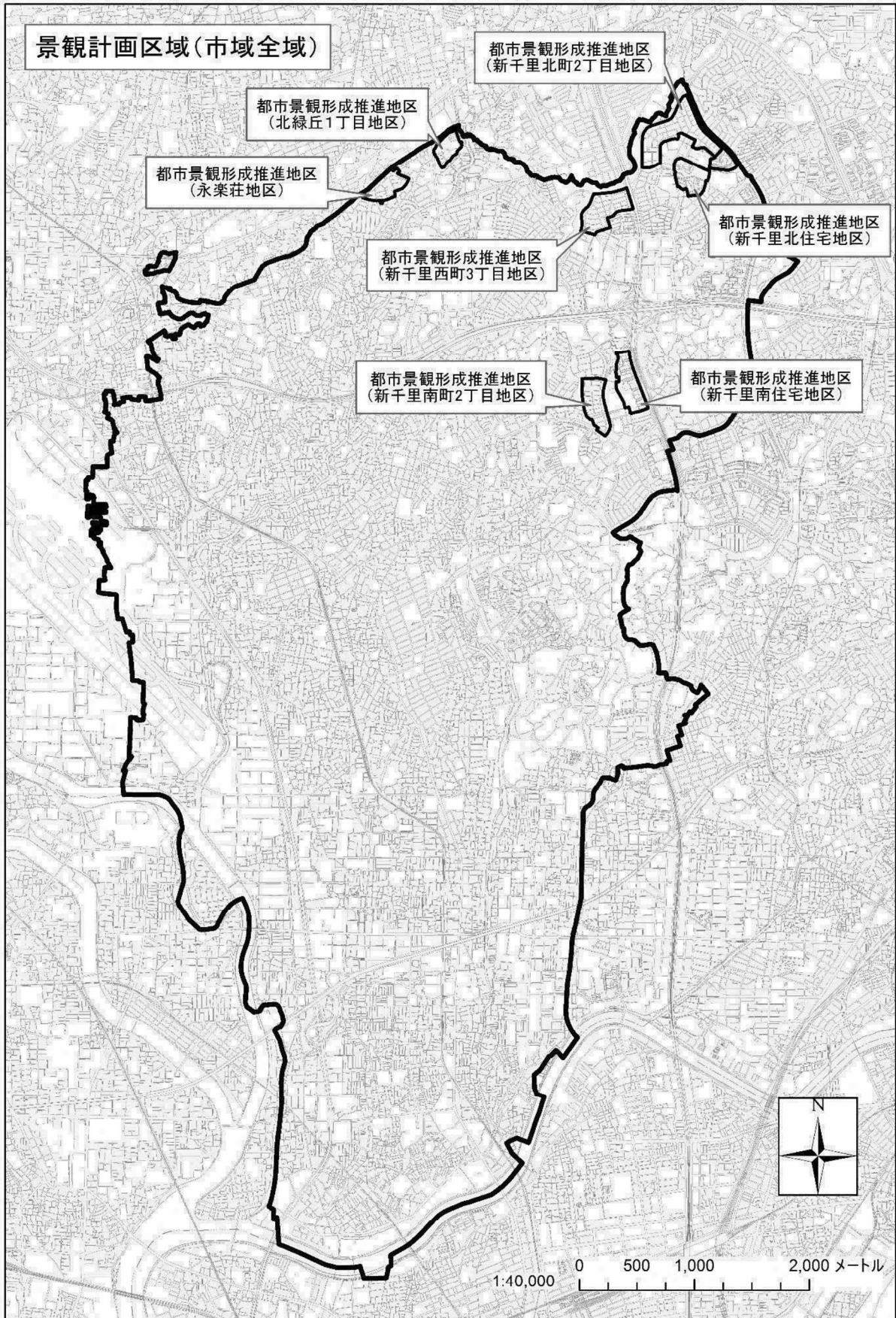
### 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

全市を対象とした建築物・工作物等の行為の制限に関する事項を以下に定めます。

#### (1) 届出対象行為

届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 高さが10メートルを超える建築物又は建築面積が<sup>※</sup>1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)



【景観計画区域図】

## (2) 行為の制限（景観形成基準）

### ①共通事項

良好な都市景観の形成に向けて周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたち等の地域特性をふまえ、大規模建築物や大規模工作物等の配置や規模、形態、色彩、その他の意匠等について、地域全体として調和のとれたものとする。

### ②新築等に関する制限の内容

対象内容	景観形成基準									
配置・規模・ 形態	<p>○周辺のまちなみを把握し、配置・規模・形態について周囲との調和を図る。</p> <p>○壁面位置を後退させる等、道路やまちかどに面してゆとり空間を確保する。</p> <p>○壁面の分節化やデザインの工夫により、単調さや威圧感を和らげる。</p>									
屋根	<p>○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e1f5fe;"></th> <th style="background-color: #e1f5fe;">明 度</th> <th style="background-color: #e1f5fe;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>8以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下								
無彩色(N)	8以下	—								
外壁	<p>○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e1f5fe;"></th> <th style="background-color: #e1f5fe;">明 度</th> <th style="background-color: #e1f5fe;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>4以上9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>6以上9.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p> <p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。</p> <p>②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>		明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度								
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下								
無彩色(N)	6以上9.5以下	—								
バルコニー・ テラス	○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、釣金物の位置や構造を工夫する。									
屋外階段・ エレベーター	○建物と一体的なデザインを施す等、建物に調和させる。									
屋上設備・ 屋上工作物	○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。									
広告物 (建築物に付 随する広告 物)	○建物との一体化を図る、建物の外壁と調和する地色にする等、建物や周辺に調和させる。									

対象内容	景観形成基準
外構 (門・塀・ 玄関・アプロ ーチ・生垣・フ ェンス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。
擁壁	○デザインや素材に配慮し、周辺景観に調和させ、圧迫感を和らげる。
植栽	○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。
舗装	○建物や周辺の道路等と色彩や材料を揃える等、調和させる。
駐車場・ 駐輪場	○建物配置の工夫や生垣・フェンスで囲う等により、自動車や自転車が通りから目立たないようにする。 ○出入り口やシャッターのデザインに配慮し、建物等と調和させる。
屋外設備・ ごみ置き場	○安全上支障がない限り、建物と一体的なデザインを施す等、建物等と調和させる。

### ③大規模な工作物の新設等に関する制限の内容

対象	景観形成基準
工作物	○周囲との調和に配慮して、突出した状態を避け、違和感を与えないようなデザインにする。 ○汚れにくく耐久性のある材料を使用する。 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

## 4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

#### 【景観重要建造物】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建造物
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物

#### 【景観重要樹木】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた樹木
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木



## 5 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項

### (1) 屋外広告物の表示等に係る考え方と方針

#### ①基本的な考え方

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。このため、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に位置づけ、建築物や工作物等の行為の制限とあわせて総合的に運用し、良好な都市景観を形成していきます。

具体的には、市全域の屋外広告物を対象に豊中市屋外広告物条例に基づく誘導・規制を行うとともに、屋外広告物景観の質的向上を図るため、豊中市都市景観条例に基づく届出により誘導・規制を行っていくものとします。

#### ②行為の制限に関する方針

屋外広告物の表示等に係る行為の制限については、以下の方針に基づいて行うものとします。

今後、良好な都市景観の形成に向けた新たな課題が生じた場合には、本方針の見直し・充実を図るものとします。

- 良好な都市景観の形成に向けて、周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたちなどの地域の特性をふまえ、建築物や工作物等とともに地域全体として調和のとれたものとする。
- まちなみや地域の特性に応じて制限内容を定める。
- 地域の特性に配慮し、周辺景観に調和した設計・計画となるよう、地域・地区での許可基準を定める。
- 景観に影響を与える車体利用広告を制限する。
- 屋外広告物景観の質的向上を図るため、屋外広告物の色彩や電光表示を用いた表現、窓面広告などに関しても良好な都市景観の形成の観点からあり方を示すことをめざす。
- その他、屋外広告物の表示等の際し下記の点に配慮する。
  - ・ 周囲との調和に配慮した、必要最小限の大きさにする。
  - ・ 敷地内に設置するものとする。
  - ・ 設置される場所と一体感のある形態を工夫する。
  - ・ 広告物の整理を図り、集合化する。
  - ・ 汚れにくく耐久性のある材料を使用する。
  - ・ 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
  - ・ すっきりとした、分かりやすい表現方法・表示内容を工夫する。
  - ・ 支柱や照明器具などの見え方にも配慮し、周辺に調和させる。
  - ・ 周囲に悪影響を与えない照明方法にする。

## (2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### ①豊中市屋外広告物条例に基づく行為の制限

市全域を屋外広告物の制限を行う地域として設定し、誘導・規制を行います。

#### ア 屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等

- ・屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止地域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等を対象に指定する。
- ・「禁止地域」以外の地域では、屋外広告物を表示等する場合に許可が必要となる「許可地域」を指定する。許可地域は、都市計画上の用途地域によって、3区域に分けて設定する。
  - I 重点制限区域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
  - II 一般制限区域 重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
  - III 制限緩和区域 商業地域及び近隣商業地域
- ・「禁止広告物」(どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物)、「禁止物件」(原則として広告物の表示等を行ってはならない物件)を指定する。
- ・バス・電車等の車体を利用する広告や、電柱・バス停を利用した広告に対し、表示方法の制限を設ける。
- ・許可地域や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定する。

#### イ 事前協議

- ・許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に市と協議を行う。

### ②豊中市都市景観条例に基づく行為の制限

豊中市都市景観条例に基づく届出を要する屋外広告物を設定し、屋外広告物景観の質的向上に向けた誘導を行います。

#### ア 届出対象行為(豊中市屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は除く)

- i 高さが10メートルを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更
- ii 高さが4メートルを超える広告物又は広告物を掲出する物件(当該物件に掲出される広告物を含む。)の設置、改造、移転又は色彩の過半の変更

#### イ 制限の内容

届出が必要な屋外広告物は、景観配慮指針に基づき、事前協議を行う。

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

- 道路、河川、公園・緑地、公共建築物等、本市の骨格景観をなし、景観上重要な公共施設においては、管理者との協議・調整を行い、合意の得られたものから順次、景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観の形成を進めていくものとします。
- また、重点的な地区の景観形成等にあたっては、必要に応じて景観重要公共施設のしくみを活用し、景観に配慮した公共施設の整備を行うものとします。

### (2) 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

## 7 都市景観形成推進地区

都市景観形成推進地区を指定し、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

# (1) 都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）

（平成26年（2014年）10月1日告示）

## 1 区域

右図の豊中市新千里南町2丁目の区域（新千里南町2丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

## 2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



## 3 行為の制限に関する事項

### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準											
屋根	<p>○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="424 544 1455 732"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>7以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p>				明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下	無彩色(N)	7以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下										
無彩色(N)	7以下	—										
外壁・塀	<p>○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。</p> <p>○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="424 916 1455 1216"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td> <td>4以上 9.5以下</td> <td>4以下 6以下 4以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>4以上 9.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。</p> <p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。</p> <p>②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>				明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5以下	4以下 6以下 4以下 2以下	無彩色(N)	4以上 9.5以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5以下	4以下 6以下 4以下 2以下										
無彩色(N)	4以上 9.5以下	—										
外構 (門・塀・ 玄関・アプ ローチ・生 垣・フェン ス)	<p>○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。</p> <p>○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。</p> <p>○道路側に設置される塀・擁壁その他のこれらに類するもの(以下「塀等」という。)について、当該塀等と接する土の面から塀等の上部までの高さは1.3m以内とすること。ただし形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>○門にかかる横架材の高さの合計は1.3m以内としなければならない。ただし、形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。</p>											
植栽	<p>○道路に面する敷地に植栽帯を確保する等、潤いを高める。</p>											



## (2) 都市景観形成推進地区（永楽荘地区）

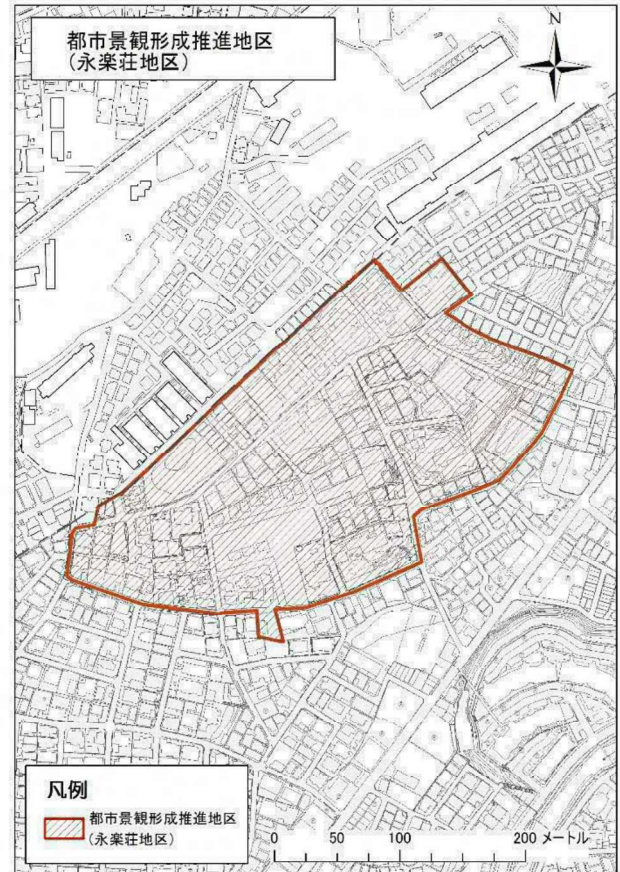
（平成27年（2015年）10月1日告示）

### 1 区域

右図の豊中市永楽荘3丁目、永楽荘4丁目の区域（永楽荘地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

### 2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



### 3 行為の制限に関する事項

#### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下
	無彩色(N)	7以下	—
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。		
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下
	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。		

### (3) 都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）

（平成28年（2016年）10月2日告示）  
変更（令和 3年（2021年）10月1日告示）

#### 1 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目及び新千里北町3丁目の区域（新千里北住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

#### 2 方針

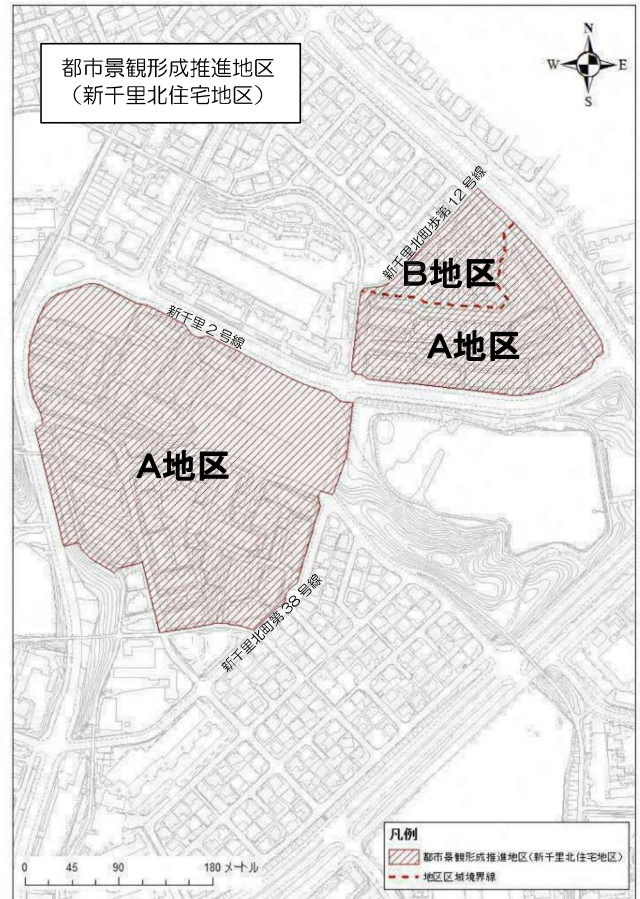
豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

#### 3 行為の制限に関する事項

##### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A 地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
	無彩色(N)	8以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上 9 以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上 9 以下	1.5 以下
	無彩色(N)	6 以上 9.5 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

B地区

対象内容	景観形成基準											
屋根 ○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:25%;">明 度</th> <th style="width:25%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td> <td>6 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>7 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下	無彩色(N)	7 以下	—
		明 度	彩 度									
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下									
無彩色(N)	7 以下	—										
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。												
外壁・塀 ○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:25%;">明 度</th> <th style="width:25%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td> <td>4以上 9.5 以下</td> <td>4 以下 6 以下 4 以下 2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>4 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下	無彩色(N)	4 以上 8.5 以下	—
		明 度	彩 度									
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下									
無彩色(N)	4 以上 8.5 以下	—										
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。												
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。												



## (4) 都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）

（平成28年（2016年）10月2日告示）

### 1 区域

右図の豊中市新千里南町1丁目及び新千里南町2丁目の区域（新千里南住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

### 2 方針

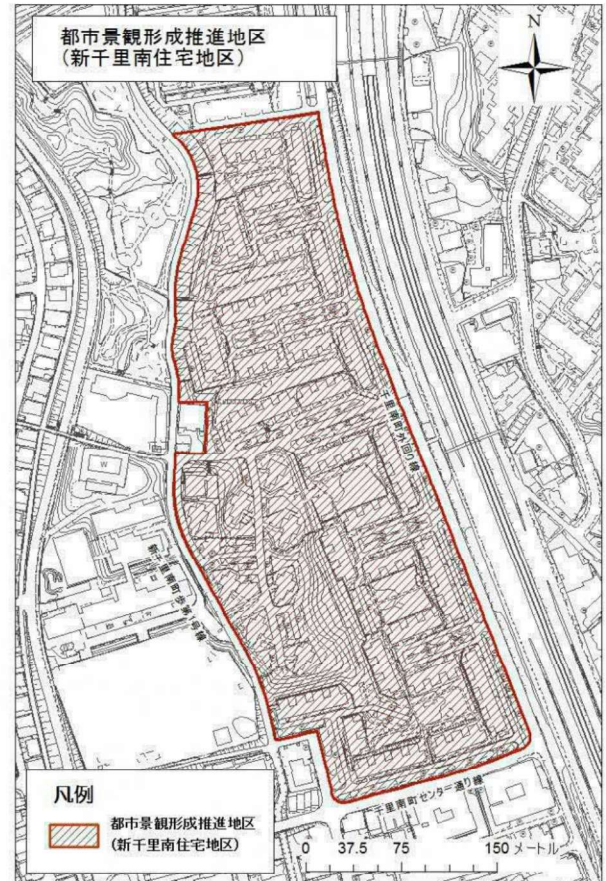
豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

### 3 行為の制限に関する事項

#### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
無彩色(N)	8以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上 9 以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上 9 以下	1.5 以下
無彩色(N)	6 以上 9.5 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

## (5) 都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

（令和2年（2020年）3月21日告示）

### 1 区域

右図の豊中市北緑丘1丁目の区域（北緑丘1丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

### 2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを目指すとともに、当該地区の良好な景観の形成を図ります。

### 3 行為の制限に関する事項

#### （1）届出対象行為

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）



(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下
	有彩色(その他)	8以下	4以下
無彩色(N)	8以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下
	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下
無彩色(N)	6以上8.5以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

B 地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。		
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.0 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下
	無彩色(N)		—
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。		
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			



## (6) 都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）

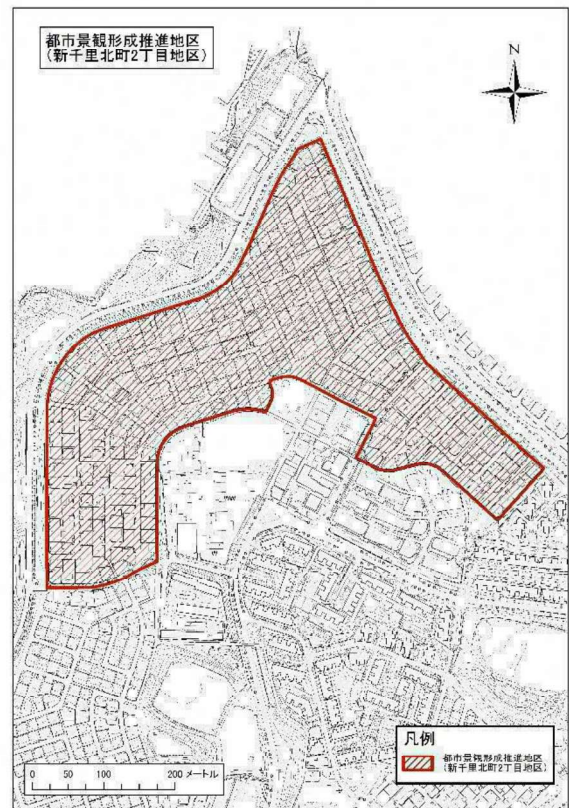
（令和2年（2020年）10月1日告示）

### 1 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目の区域（新千里北町2丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

### 2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



### 3 行為の制限に関する事項

#### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
無彩色(N)	7 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—	
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

## (7) 都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）

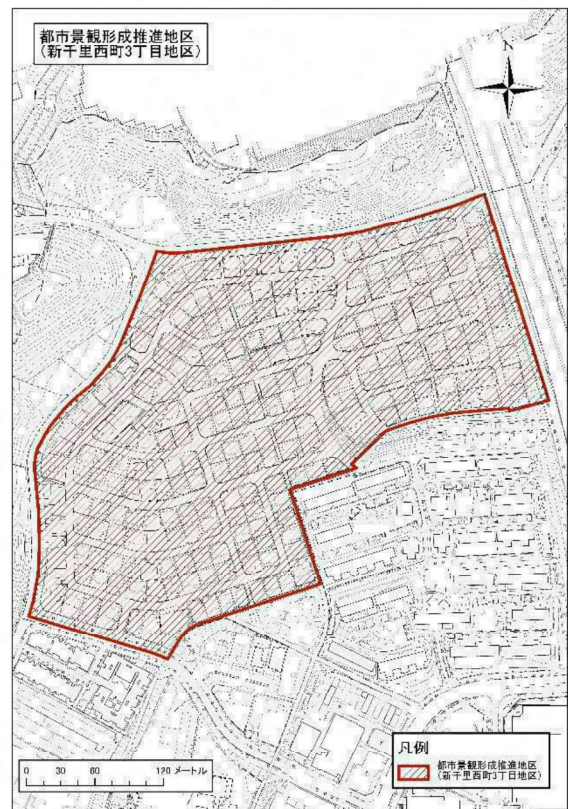
(令和3年(2021年)12月24日告示)

### 1 区域

右図の豊中市新千里西町3丁目の区域（新千里西町3丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

### 2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



### 3 行為の制限に関する事項

#### (1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
		明 度	彩 度
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4 以下 6 以下 4 以下 2 以下
	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。			
②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

